

横浜市桂台地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業 運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人訪問の家が運営する横浜市桂台地域ケアプラザ（以下「プラザ」という。）で行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とする。
- 2 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 プラザの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市桂台地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市栄区桂台中4-5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤兼任 1名
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- 2 主任介護支援専門員 常勤専任 1名以上
主任介護支援専門員は、介護支援専門員に対して相談助言を行なう。
- 3 介護支援専門員 常勤専任 2名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行う。

（業務日及び業務時間）

第5条 プラザの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- 1 業務日 12月29日から1月3日までを除く毎日。
- 2 業務時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 業務時間外の緊急相談 管理者または管理者補佐が24時間、携帯電話で対応する。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 1 課題の分析について使用する課題分析の方法は居宅サービス計画ガイドライン方式を用いる。また、介護支援専門員1人あたりの標準担当件数を原則として40件とする。また委託を受けた介護予防支援の担当件数との合計を45件未満とし居宅介護支援業務が適正に実施できるよう配慮する。
- 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。
- 3 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - 一 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。多様なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
 - 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。公正中立に居宅サービス計画を作成し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を説明行う。
 - 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
 - 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。
 - 六 当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
 - 七 当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
 - 八 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
 - 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

4 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

5 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、徴収しない。

(事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、横浜市栄区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

一 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。

二 成年後見制度の利用を支援すること。

三 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

（感染症対策に関する事項）

第 12 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 13 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護及び情報通信技術等の活用に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報について、「個人情報保護に関する法律」その他関係法令及び法人の個人情報保護規定を遵守し、適切に取り扱うこと。

- 2 事業所は、サービスの質の向上、業務の効率化及び職員の負担軽減を目的として、情報通信技術 (ICT) 及び人工知能 (AI) 等を活用することがある。
- 3 事業所は、ICT 及び AI 等の活用にあたっては、利用者及びその家族等の権利利益を保護するとともに個人情報の漏えい、防止その他必要な安全管理措置を講ずる。
- 4 事業所は、支援内容の決定その他の利用者に関する重要な判断については、ICT 及び AI 等による結果のみをもって決定せず、職員が専門的な見地から確認し、その責任において行うこと。

（その他運営についての留意事項）

第 15 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月間は研修期間とする。
- 二 定期研修 週 1 回以上。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
この規程は、平成12年 9月1日から施行する。
この規程は、平成13年 11月1日から施行する。
この規程は、平成14年 10月1日から施行する。
この規程は、平成15年 4月1日から施行する。
この規程は、平成16年 9月1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
この規程は、平成19年 4月1日から施行する。
この規程は、平成20年 3月1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月1日から施行する。
この規程は、平成21年 6月1日から施行する。
この規程は、平成21年 8月1日から施行する。
この規程は、平成21年 10月1日から施行する。
この規程は、平成21年 11月1日から施行する。
この規程は、平成22年 8月1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 5月1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 5月1日から施行する。
この規程は、平成27年 6月1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月1日から施行する。
この規程は、平成30年 5月1日から施行する。
この規程は、平成31年 2月1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 4年 3月1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 8年 7月1日から施行する。